

草津市コミュニティバス車両広告掲出取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、草津市コミュニティバス車両広告掲出取扱要綱第2条第2項の規定に基づき、草津市コミュニティバスにおける広告掲出に係る基準を定めるものとする。

(広告を掲出しない業種および事業者)

第2条 次に掲げる業種および事業者の広告は掲出しない。

- (1) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第12号）に規定する風俗営業およびそれに類似する業種
- (2) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業のうち、専ら消費者金融業および事業者金融業を営む事業者
- (3) ギャンブルに関する業種。ただし、当せん金付証票法（昭和23年法律第14号）に規定する宝くじに係るものを除く。
- (4) エステティックサロン、美容整形など、法律の定めない医療類似行為を行う業種
- (5) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する通信販売、訪問販売を行う事業者。ただし、特定商取引に関する法律第30条に規定する通信販売協会に加盟している事業者を除く。
- (6) 投資顧問業、抵当証券業、商品先物取引業、金融先物取引業など、利殖を目的とした投資・投機のあつせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者
- (7) 探偵社、身元調査会社等の業種
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (9) 草津市が定める指名停止等の基準による指名停止または指名の対象外の措置期間中である事業者
- (10) 暴力団員がその経営に実質的に関与している事業者、暴力団の威圧または暴力団員を利用するなどしている事業者および暴力団の維持、運営に協力し、または関与している事業者
- (11) その他市の公共機関としての社会的な信頼性および公平性を損なうおそれのある業種および事業者
- (12) その他広告を取り扱うバス事業者が別途定める基準等により広告を掲出しないとしている業種および事業者

(掲出しない広告の内容)

第3条 次に掲げる内容の広告は掲出しない

- (1) 法令に違反し、または違反するおそれのある広告
ア 法令により製造、販売、提供等をすることが禁止されている商品またはサービ

スを提供するもの

イ 法令に基づき必要とされる許可、認可等を受けていない商品またはサービスを提供するもの

(2) 公の秩序または善良の風俗に反するおそれのある広告

ア 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、または肯定し、美化するもの

イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの

ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなものまたは裸体を含むもの

エ 犯罪を誘発するものまたはそのおそれのあるもの

オ その他社会的秩序を乱すおそれのあるもの

(3) 人権を侵害し、または差別を助長するおそれのある広告

ア 人権、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するものまたはそのおそれのあるもの

イ 名誉毀損、プライバシーの侵害等のおそれのあるもの

ウ 他を誹謗、中傷または排斥するもの

(4) 選挙に関する広告

公の選挙または投票の事前運動に該当するものまたはそのおそれのあるもの

(5) 政治性のある広告

政治団体による政治活動を目的とするものまたはそのおそれのあるもの

(6) 宗教性のある広告

宗教団体の布教推進を目的とするものまたはそのおそれのあるもの

(7) 社会問題についての意見広告

ア 社会問題に関する主義主張を行うもの

イ 国内世論が大きく分かれているもの

(8) 個人の氏名の名刺広告。

個人の氏名、所在地、連絡先のための周知を目的とするものおよび年賀、慶弔その他これに類するあいさつを目的とするもの

(9) 誇大、虚偽、誤認等のおそれのある広告

ア 誇大な表現や根拠のない表示、誤解を招くような表現を含むもの

イ 虚偽の表示を含むもの

(10) 人事募集を主たる目的とする広告

職業安定法に規定する労働者の募集に係るもの

(11) 責任の所在が不明確な広告

客観的に見て責任の所在が明らかでないもの

(12) その他本市のコミュニティバスを活用した広告として適当でないと認められる広告

- ア 学校教育法に規定する教育内容に反するなど、学校教育活動に支障を来すおそれのあるもの
 - イ 喫煙を勧奨するもの
 - ウ 特定の業者に不利益を与えるもの
 - エ 氏名、写真、談話、肖像、商標等を無断で使用し、または著作権等を侵害するおそれのあるもの
 - オ 国、地方公共団体、その他の公共機関が、広告主またはその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
 - カ 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
 - キ 加重・多重債務を助長するものまたはそのおそれのあるもの
 - ク 投機、射幸心を著しくあおるもの
 - ケ 非科学的または迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - コ 色彩またはデザインが著しくけばけばしく、コミュニティバスとの調和を損なうおそれのあるもの
 - サ 品位を損なう表現のもの
 - シ 業種ごとに定めのある広告に関する関連法規等に照らし問題があるもの、その他各業種の特性を考慮し、消費者保護の観点からふさわしくない表現となっているもの
 - ス アマチュアスポーツの選手や役員の氏名、写真、推薦文を使用した広告
 - セ 国土地理院の地図を無断でを使用したもの
 - ソ あたかも本市が推奨しているような表現のもの
 - タ その他本市の公共機関としての社会的な信頼性および公平性を損なうおそれのある内容および表現を含むもの
 - チ その他当該広告を取り扱うバス事業者が別途定める基準等により広告を掲出しないとしている内容および表現を含むもの
- 付 則

この基準は、令和7年12月24日から施行する。